

朝日町地区計画のあらまし

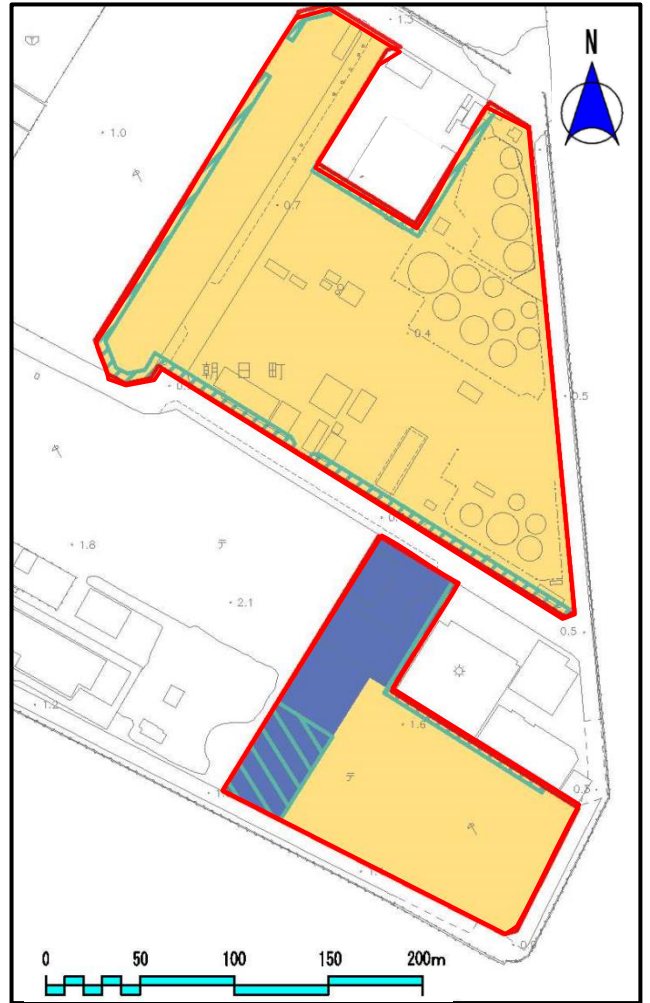
平成30年12月21日決定

朝日町地区では、津波発生時の水産関連施設の都市機能維持と、避難場所としての機能を有する一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備しました。

これらの施設を将来にわたって維持・保全し、良好で健全な市街地環境の形成を図るため、「朝日町地区計画」を策定しました。

地区計画の対象区域

朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設と同じ区域（朝日町の一部）



凡 例		
	地区計画区域(地区整備計画区域)	
	地区整備計画	特定業務地区
		津波防災拠点施設地区
	地区施設	緑地

朝日町地区計画等の主要内容

区 分		特定業務地区	津波防災拠点施設地区
用途地域等	用途地域	工業地域（建蔽率 60%、容積率 200%）	
	防火規制等	（建築基準法第 22 条指定区域）	
	その他	臨港地区，朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設内	
地区計画による制限	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物(これに附属する建築物を含む)以外は建築してはならない。 (1)店舗，飲食店で，その用途に供する部分の床面積の合計が 150 m ² 以下のもの (2)事務所 (3)自動車車庫 (4)工場 (5)倉庫 (6)危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	次の各号に掲げる建築物(これに附属する建築物を含む) 以外は建築してはならない。 (1)自動車車庫 (2)床面積が 3,000 m ² 以下の事務所
	壁面位置の制限	外壁又はこれに代わる柱の面から，道路境界線までの距離にあつては 1.0m以上とする。	

地盤面の高さ維持

朝日町地区では、国の交付金「津波防災整地費」等を受け、盛土・嵩上げしています。津波に対して安全な市街地を保全するため、地区計画の方針に盛土・嵩上げた地盤面を維持することを定めており、地区計画区域内で切土・盛土を行う場合は、あらかじめ届出が必要になります。

※ 次の場合は除外されます。（ただし、最低限度（1m程度）の範囲とし、津波浸水を防ぐことができるよう区域の外輪部の地盤高を維持しなければならない。）

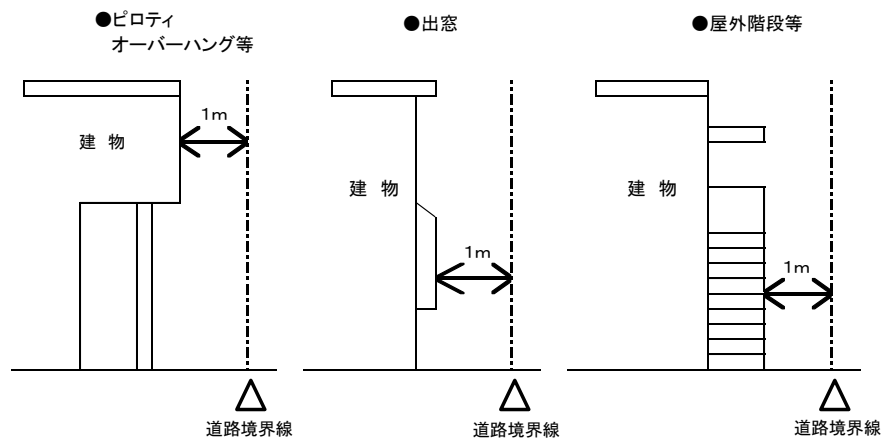
- 通常の管理行為、軽易な行為等
- 建築にあたり、整地、造園を行う場合
- 建物の構造、出入口や車庫の設置等によってやむを得なく地盤面を下げる場合

壁面位置の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1.0m以上離します。

道路や隣地から距離をとった場所は、駐車場に利用することや、生垣や柵等を設置する等の利用が可能です。

※ 建築物の外壁及びこれに代わる柱の面とは、建築物の外壁に付帯するもの全てとします。ただし、固定基礎構造を有さない施設は除きます。



必要な届出・申請について

地区計画（及び都市計画施設）の区域内で下記の工事等を行う際は、あらかじめ届出・申請が必要になります。

届出・申請が必要な行為	地区計画に係る届出	都市計画法第53条申請	届出書・申請書に添付する書類
届出・申請部数	2部	2部	
切土・盛土	○	/	付近見取図、平面図（1/1,000以上）、造成計画平面図及び断面図（1/100以上）
建築物・工作物の新築・増築・改築	○	○	付近見取図、配置図（1/100以上）、立面図及び断面図（2面以上）並びに各階平面図（1/50以上）、その他（土地及び建物の面積が分かるもの）
建築物の用途変更	○	/	
移動の容易でない物件の設置・堆積	/	/	付近見取図、平面図（1/100以上）

※ 事前にご相談ください。

※ 届出・申請は、工事の着工または確認申請の30日以上前に行ってください。

※ 建築主以外の方が代理で申請する場合は、委任状（任意様式）が必要です。



問い合わせ先・届出先
 気仙沼市 建設部 都市計画課 都市計画係
 電話 0226-22-3452（直通）

